

宝塚市教育標準時間認定(1号認定)保育料 — 特例世帯(ひとり親世帯等)以外に適用 —

区分	定義		教育標準時間
A	生活保護世帯		0 円
B1	市町村民税所得割非課税世帯		0 , 2,500 , 0
D1		77,100円以下	4,300 , 8,600 , 0
D2	市町村民税 所得割課税額	77,101円以上 211,200円以下	8,200 , 16,300 , 0
D3		211,201円以上	10,800 , 21,500 , 0

注
1
①
・
注
2
①↑
多
子
カ
ウ
ン
ト
基
準
が
変
更
と
な
る
ラ
イ
ン

- 【注】
- 各欄下段の左側の金額は、次のとおり適用します。
 - 市町村民税所得割額77,101円未満(階層区分D1以下)の世帯
保護者と生計を一にし、保護者に監護される者、監護されていた者、保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く)が2人以上いる場合において、年齢が高い順から2人目に適用。
 - 市町村民税所得割額77,101円以上(階層区分D2以上)の世帯
同一世帯から2人以上の児童が小学校(3年生まで、または義務教育学校前期課程の3年生まで)、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業を入所または利用している場合、最も年齢の高い児童を1人を除いた、次に年齢の高い児童に適用。
 - 各欄下段の右側の金額は、次のとおり適用します。
 - 市町村民税所得割額77,101円未満(階層区分D1以下)の世帯
保護者と生計を一にし、保護者に監護される者、監護されていた者、保護者又はその配偶者の直系卑属(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く)が3人以上いる場合において、年齢が高い順から3人目に適用。
 - 市町村民税所得割額77,101円以上(階層区分D2以上)の世帯
同一世帯から3人以上の児童が小学校(3年生まで、または義務教育学校前期課程の3年生まで)、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、朝鮮学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、地域型保育事業を入所または利用している場合、最も年齢の高い児童を2人を除いた、次に年齢の高い児童に適用。
 - 市町村民税所得割課税額を算定する際の税額控除について、調整控除以外は適用しないものとします。